

令和7年 第11回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和7年第11回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和7年11月20日(木)					
招集の場所	志布志市役所有明庁舎 3階会議ホール					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和7年11月20日 午前9時30分				
	閉会	令和7年11月20日 午前10時25分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	×	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	×
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	×
会議録署名委員	席番6番	坂中 則雄	席番7番	柳井 義郎		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	高野	事務局次長	黒石		
	主幹兼農地GSL	圖師	主幹兼農地GSL	杉原		
	主事補	河野	主事補	花木		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	×	9	欠番	—
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	○
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	○	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第75号 非農地証明願の承認について 議案第76号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和7年第11回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>山迫委員、小園委員、福留委員から欠席の届出がございました。</p> <p>また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、脇田推進委員、工藤推進委員、竹吉推進委員、山下推進委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番6番、坂中委員と、席番7番、柳井委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、平川委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	平川	<p>7月の総会で依頼のありましたあっせんが、農地法第3条で成立しましたので報告いたします。</p> <p>4ページのあっせん成立資料番号7番です。</p> <p>所在、地目は資料のとおりですが、場所は、JAあおぞら農機具センターより東へ300m行ったところになります。</p> <p>譲受人は、野神校区の稲荷下にお住まいの〇〇さんで、主に甘藷、キャベツを栽培されており、農機具は、トラクター6台の他、キャベツに関する機械一式、甘藷の作業による機械一式を保有されています。</p> <p>〇〇さん宅からは、車で2分のところにあります。</p> <p>あっせん価格は、畑、7,126㎡で、10アール当たり23万円で総額163万円でした。あっせん委員は、垣内委員と私、平川でした。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、山迫委員の報告ですが、本日欠席のため、事務局の方で、報告をお願いいたします。</p>
事務局	黒石	<p>それでは、令和7年2月総会で依頼のありました〇〇さんの畑のあっせんですが、山迫委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>事務局に活動経過について連絡がありましたので、代わりまして報告いたします。</p> <p>現在、隣接所有者と協議中であるものの、決定には至ってないため、引き続き活動を継続していくとのことでした。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	福岡裕幸	あっせん依頼のありました〇〇さんの分ですが、なかなかちょっと進展せず、引き続き活動を継続していきたいと思います。 以上報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、脇田委員の報告ですが、本日は欠席のため、事務局で2件まとめてお願いいたします。
事務局	黒石	令和7年4月総会で依頼のありました〇〇さんの田のあっせん及び令和7年7月総会で依頼のありました〇〇さんの田のあっせんですが、脇田委員及び工藤委員から欠席の連絡がありました。 事務局に活動経過について連絡がありましたので、代わりまして報告いたします。 現在価格交渉中であるものの、決定に至っていないため、引き続き活動を継続していくとのことでした。以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	会長から依頼のありました〇〇さんのあっせん活動の報告をいたします。 先月まで話が二転三転し、今月取り下げを検討していましたが、新たな人が見つかりましたので、現在交渉中です。以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、宮脇勇委員の報告を3件まとめてお願いいたします。
委員	宮脇勇	まず、〇〇さんの分ですが、相手は決まっているんですけど、金額の方が折り合いませんので、今、話し合い中です。 そして、〇〇さんの分は、3人ほど現場に連れて行ったんですけど、なかなか場所が悪くて、みんなから断りがありました。引き続き活動はしていきます。 そして〇〇さんの分は、隣の方から良い返事が出てきたので、近いうちに、決まるかなとは思っています。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、私の関係分について報告いたします。 10月23日、全国農業担い手サミット in かごしまの全体会が鹿児島にて、曾於地域交流会の情報交換会が大黒リゾートホテルにて開催され参加を、28日、市林業振興対策協議会に有明庁舎にて出席、11月4日、事務打合せを、7日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。 また、10月17日、地域別農業委員会農地利用最適化推進会議が、志布志市文化会館で開催され、私をはじめ19名の委員が参加しました。 最後に、11月4日、市長室にて、上野委員、吉野委員、隈元委員、坂中委員と一緒に市長へ要請書を提出し、意見交換を行ったところです。 以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第72号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、6ページ、番号99番について審議いたします。それでは、事務

<p>事務局 花木</p>	<p>局の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 72 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 99 番について、ご説明申しあげます。議案書は、6 ページ、総会資料は 5 ページです。</p> <p>まず譲渡人は、〇〇連邦〇〇州にお住まいの〇〇さん、73 歳で、譲受人は、曾於市大隅町月野にお住まいの〇〇さん、54 歳です。</p> <p>申請地は、記載されているとおりでございますが、畑が 6 筆で 14,048 m²です。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、志布志市外にお住まいですが、確認したところ認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 6 ページのとおりでございますが、申請地にはお茶を作付けすることのことです。</p> <p>また、摘採機 3 台、防除機 1 台を所有しています。</p> <p>なお、通作距離は自宅から車で 25 分とのことです。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号 99 番について説明を終わります。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫 会長 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>次に、番号 100 番と、7 ページ、番号 101 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思ひまます、ご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫 委員 神宮司</p>	<p>よって、番号 100 番と番号 101 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたしまます。番号 100 番と番号 101 番は、〇〇委員に関係がございまますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたしまます。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、神宮司委員の報告を 2 件まとめてお願いいたしまます。</p> <p>会長より依頼のありまました番号 100 番と番号 101 番を報告いたしまます。</p> <p>議案書は 6 ページ、総会資料は 8 ページです。</p> <p>まず、番号 100 番の譲渡人は、志布志町安楽上宮内にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく安楽上宮内にお住まいの〇〇さんです。</p>

		<p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅から、車で3分ぐらいのところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、高齢になり、耕作不能となりました。 譲受人につきましては、規模拡大でございます。 次に、番号 101 番の譲渡人は、鹿児島市常盤〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号 100 番と同じく〇〇さんです。 議案書は7ページ、総会資料は9ページです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、10分以内のところにもあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、高齢により今後土地の管理も難しくなったため、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、妻と2人で水稻を主に栽培しており、申請地には水稻を作付けするとのことです。 また、トラクター2台、自走式田植え機1台、コンバイン1台を保有しています。〇〇さんとは親戚関係にあります。 〇〇さんの土地は、〇〇さんが15年ほど前から耕作を続けており、両譲渡人は後継者もなく、今後、自らの耕作ができないため譲渡を決められたとのことです。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも、支障はないと思われまます。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦勞さまでした。はじめに、番号 100 番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りしませす。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めませす。 次に、番号 101 番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りしませす。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めませす。ここで、〇〇委員の入室を許可いたしませす。</p>
会場	委員	<p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	萩迫	<p>次に、番号 102 番について審議いたしませす。番号 102 番は、〇〇委員に関係がございませすので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願ひいたしませす。</p>
会場	委員	<p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	萩迫	<p>それでは、春田委員の報告をお願ひいたしませす。</p>
委員	春田	<p>会長より依頼のありませす番号 102 番を報告いたしませす。</p>

		<p>議案書は7ページ、総会資料は11ページです。</p> <p>譲渡人は、始良市加治木町新生町〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>譲受人宅から10分以内のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。</p> <p>〇〇さんは、1人で、水稻と蕎麦を主に栽培しており、申請地にも、蕎麦を作付する予定とのことです。</p> <p>また、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台、トラック2台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号103番について、審議いたします。それでは、吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号103番を報告いたします。</p> <p>議案書は7ページ、総会資料は12ページです。</p> <p>譲渡人は、野井倉の早馬にお住まいの〇〇さん、84歳で、譲受人は、志布志町志布志〇丁目にお住まいの〇〇さん、77歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、譲受人宅からは6kmぐらいのところになります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、いわゆる農業廃止でございます。譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>〇〇さんは、1人でシキミを栽培されております。</p> <p>ここも、シキミを作付けする予定とのことです。</p> <p>草刈機を1台保有されております。</p> <p>この地区は田んぼであります、全体的に畑になっておりまして、排水がとれないとして、なかなか買い手もなく、〇〇さんが、隣接地でシキミを栽培されておりましたので、〇〇さんに案内をしたところ、今回の3条申請になりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも何ら支障はないものと思われます。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、8 ページ、番号 104 番について、審議いたします。それでは、同じ く吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号 104 番を報告いたします。 議案書 8 ページ、総会資料 13 ページから 15 ページになります。 譲渡人は、安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町 志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、64 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、譲受人宅からは、100m の ところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては は、規模拡大でございます。 〇〇さんの旦那さんは、南九州市でお茶農家をされております。 この申請地の隣に奥さんと娘さんが住んでおられますが、この場所には、 蕎麦を作付けする予定ということで、トラクターは 1 台の他、お茶の関係一 式を所有されております。 〇〇さんは、南九州市でお茶を栽培されていましたが、来年度中には整理 して、拠点を志布志に移すということで、奥さん名義で、申請をされておる ところでございます。 またここは、周りが宅地になっておりますので、将来的には、宅地になる のかもということでございますけれども、5 年の縛りがあることを説明し て、当分はないということでございました。また、譲渡人の〇〇さんについ ては、3 条で取得され 2 年経ちますが、70 歳になって、体力的に農業ができ ないということで、今回の譲渡になったところでございます。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 条の適 格者と思われま。また、周囲の状況から、支障はないものと思われま。 ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 105 番について、審議いたします。それでは、同じく吉野委員 の報告をお願いいたします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号 105 番を報告いたします。 議案書 8 ページ、総会資料 16 ページです。

		<p>譲渡人は、愛知県東海市にお住まいの〇〇さん、63歳で、譲受人は、安楽の中宮集落にお住まいの〇〇さん、67歳です。</p> <p>申請地は、港湾道路の2車線の登坂車線を登りきったところに、ホンダ鹿児島東志布志支店がございますが、その脇を西の方にまっすぐ100mぐらい進んだところになります。住宅地の中にあります。</p> <p>〇〇さんの家の2枚後ろにあり、周りがブロックで囲ってありまして、草一本ないくらい綺麗に管理されており、63歳の弟があと2年で退職されて帰ってくるかもしれないという話を聞き取りの中でありましたので、もし2年後に帰ってきたときは、3条の5年の縛りがあるからとそのことを説明して、20日の総会までにちゃんと話し合ってもう一度、報告をしてくれというお願いをしておりましたが、昨日、保留にしてくれという話があったので、この件については一応保留という形でさせていただきたいと思えます。報告終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。ただいま継続審議との報告がありました。ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号106番について、審議いたします。それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	<p>会長より依頼のありました番号106番を報告いたします。</p> <p>議案書は8ページ、総会資料は18ページです。</p> <p>譲渡人は、福岡県中間市扇ヶ浦〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽上門にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>いとも関係にあるそうです。</p> <p>譲受人宅から、1、2分のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>〇〇さんは、妻と2人で蕎麦を主に栽培しており、申請地にも蕎麦を作付けするとのことです。</p> <p>トラクター3台、自走式田植え機1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われ。また周囲の状況からも支障はないと思われ。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 109 番について、審議いたします。それでは、同じく下山委員 の報告をお願いいたします。
委員	下山	会長より依頼のありました番号 109 番を報告いたします。 議案書は 9 ページ、総会資料は 22 ページです。 譲渡人は、福岡県久留米市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町 帖にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、車で 15 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては農業廃止、譲受人につきましては規模 拡大でございます。 〇〇さんは、〇〇で、父と農業に従事しております。ピーマン、キュウリ、 じゃがいもを主に栽培しており、申請地にはじゃがいもを作付する予定との ことです。 また、トラクター 7 台、管理機 3 台等保有しております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障がないと思われまます。 ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、10 ページ、番号 110 番について、審議いたします。山迫委員が本日 欠席のため、事務局の方で報告をお願いいたします。
事務局	花木	山迫委員に代わりまして、議案第 72 号、農地法第 3 条の規定による許可 申請の番号 110 番について、ご説明申しあげます。議案書は、10 ページ、総 会資料は、23 ページです。 まず譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さん、71 歳で、譲受人は、 志布志町内之倉にお住まいの〇〇さん、76 歳です。 申請地は、記載されているとおりでございますが、畑が 3 筆で 3,460 m ² で す。譲受人宅から車で 5 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でご ざいます。 〇〇さんは、家族 2 名で甘藷を栽培しており、申請地にも甘藷を作付けす る予定とのことです。

		<p>また、トラクター1台、耕うん機1台、コンバイン1台を保有しています。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号111番について、審議いたします。それでは、柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	<p>会長より依頼がありました番号111番を報告いたします。議案書は10ページ、総会資料は24ページです。</p> <p>譲渡人は、曾於市末吉町にお住まいの〇〇さん、69歳で、譲受人は、志布志市志布志町内之倉にお住まいの〇〇さん、64歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されたとおりです。</p> <p>譲受人宅からは、車で約15分のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、奥さんと2人で兼業農家をされており、申請地には稲作を作付けする予定とのことです。</p> <p>また、トラクター2台、田植え機、ハーベスタ、農業用ドローンを保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号112番について、審議いたします。それでは、宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号112番を報告いたします。議案書は10ページ、総会資料は25ページから27ページです。</p> <p>譲渡人は、有明町伊崎田山之口にお住まいの〇〇さん、60歳です。</p> <p>譲受人は、有明町伊崎田宮塩にお住まいの〇〇さん、30歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>譲受人宅から、車で1分のところにあります。</p>

		<p>申請事由は、譲渡人につきましては農業廃止、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>〇〇さんは、1人でイチゴを栽培しており、申請地にはイチゴの苗床を作る予定とのことです。</p> <p>また、トラクター、自走式田植え機を保有しておられます。</p> <p>〇〇さんは結婚と同時に〇〇家の養子に入られまして、今、14aほど借りてイチゴを栽培されております。</p> <p>また、イチゴ青年部や消防団に入られて活躍されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも、支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。
		次に、11 ページ、番号 113 番について、審議いたします。それでは、同じく宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼がありました番号 113 番を報告いたします。</p> <p>議案書は 11 ページ、総会資料は 28 ページです。</p> <p>譲渡人は、宮崎県宮崎市にお住まいの〇〇さん、74 歳です。</p> <p>譲受人は、有明町伊崎田山之口にお住まいの〇〇さん、52 歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>譲受人宅からは、2kmのところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、奥さんと2人で、水稻、甘藷、にんじん、野菜を栽培しており、申請地には水稻を作付する予定とのことです。</p> <p>また、トラクター5台、耕運機1台、ハーベスター、芋掘り機を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。
		次に、番号 114 番について、審議いたします。それでは、中之内委員の報

<p>委員 中之内</p>	<p>告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号 114 番を報告いたします。</p> <p>議案書は 11 ページ、総会資料は 29 ページでございます。</p> <p>譲渡人は、曾於郡大崎町横瀬〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町伊崎田鍋にあります有限会社〇〇、代表取締役〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。</p> <p>譲受人宅からは、車で約 10 分のところでございます。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>有限会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と家族 3 名で、お茶や大麦若葉を主に栽培されており、申請地には大麦若葉を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>また、農機具といたしましてトラクター 3 台、耕運機 3 台、摘採機 5 台などを所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p> <p>会場 委員</p> <p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p> <p>議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 115 番について、審議いたします。それでは、坂中委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 坂中</p>	<p>会長より依頼のありました番号 115 番を報告いたします。</p> <p>議案書は 11 ページ、総会資料は 30 ページです。</p> <p>譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にあります株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>法人事務所から 3 km のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と 14 人で、甘藷 17ha、水稲 60ha、にんじん 16ha を主に栽培しており、申請地には早期水稲を作付けするとのことです。</p> <p>また、トラクター 15 台、コンバイン 4 台、田植え機 3 台、普通トラック 10 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の</p>

		<p>適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、12 ページ、番号 116 番について、審議いたします。それでは、畑山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	畑山	<p>会長より依頼のありました番号 116 番を報告いたします。</p> <p>議案書は 12 ページ、総会資料は 31 ページから 33 ページです。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、75 歳で、譲受人は、同じく蓬原の〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さん、67 歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>譲受人宅から圃場まで徒歩 1 分のところにあります。</p> <p>申請理由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては新規就農でございます。</p> <p>〇〇さんは、ずっとお勤めをしてらして、去年ですかね、退職をされ、妻と 2 人で農業を始めるというか今まで〇〇家の土地でずっと大根を作ったり、甘藷を作ったりして栽培をしてきておられますが、この度、退職をいたしましたので、新規就農という形で、この申請地にも、甘藷を作付する予定とのことです。</p> <p>トラクター 1 台、軽トラ 1 台、それぞれ持っていらっしゃいます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 4、議案第 72 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 73 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>まずは、14 ページ、番号 11 番を審議いたします。</p> <p>番号 11 番は、令和 7 年第 10 回定例総会の議案第 66 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 9 番で審議されましたところの 4 条申請でございます。</p>

会場 議長	委員 萩迫	これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第5、議案第73号、農地法第4条の規定による許可申請に ついては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第74号、農地法第5条の規定による許可申請につ いてを議題とします。 まずは、16ページ、番号39番を審議いたします。 現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。 議案第74号、番号39番について報告いたします。 調査日は、11月6日、調査員は、神宮司委員、宮脇委員、そして私、道山 です。事務局より1名参加して、調査いたしました。 総会資料につきましては、35ページから37ページをご覧ください。 貸人ですけれども、沖縄県うるま市みどり町〇丁目〇番〇号にお住まいの 〇〇さんです。 借人は、都城市高崎町大牟田〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の場所、所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議 案書及び総会資料のとおりです。 転用の目的は、コイン精米機設置です。 申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区 域から概ね500m以内にあるため、第二種農地の市街地近接農地に該当しま す。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見 の一致を見ました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第74号、農地法第5条の規定による許可申請に ついては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第7、議案第75号、非農地証明願の承認についてを議題とし ます。 まずは、18ページ、番号20番を審議いたします。現地を調査された神宮 司委員の報告をお願いいたします。 議案第75号、番号20番について報告いたします。
委員	神宮司	

		<p>調査日は 11 月 6 日、調査員は、宮脇茂樹委員と道山委員と、私、神宮司です。事務局の同行が 1 名ありました。</p> <p>申請人は、志布志町帖坂ノ上にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん夫妻でした。</p> <p>申請地の場所、所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料 38 ページから 40 ページです。</p> <p>立会人から聞き取ったことや周辺の状況として、平成 10 年頃、土地改良事業の残地として、集会所の駐車場に割り当てられ、以降、20 年以上駐車場として利用されていたため、復元は不可能で、今後も集落の駐車場として利用していくとのことでした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 7、議案第 75 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第 8、議案第 76 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。
事務局	河野	はじめに、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。
		議案第 76 号、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。
		議案書は、20 ページから 30 ページとなっております。
		まずは、議案書 20 ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画(案)は、始期が令和 7 年度の 2 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 41,031 m ² 、畑が 278,460 m ² 、樹園地が 265,394 m ² で、合計しますと 584,885 m ² となっております。農地の地権者数は 104 名、耕作者となる配分予定者は 57 名です。
		借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。
		以上で、議案第 76 号、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権の設定分について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました。21 ページ、番号 1 番から番号 2

		番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番から番号 2 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 3 番から番号 6 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 3 番から番号 6 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 7 番から番号 10 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 7 番から番号 10 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 11 番から番号 12 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 11 番から番号 12 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。

会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。 (〇〇委員 入室) 次に、番号 13 番から番号 20 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 委員 萩迫	(〇〇委員 退席) それでは、番号 13 番から番号 20 番について、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。 (〇〇委員 入室) 次に、番号 21 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 委員 萩迫	(〇〇委員 退席) それでは、番号 21 番について、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。 (〇〇委員 入室) 次に、番号 22 番から 29 ページ、番号 262 番、及び機構貸出分の番号 1 番から 30 ページ、番号 12 番までと、20 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 8、議案第 76 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認については、提案のとおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員